

平成 30 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ハ ウ ス
ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 和 幸
(コード：1873 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 河 瀬 弘 一
T E L (03) 5215-9907

不適切な会計処理に関する再発防止策の策定等について

当社は、平成 30 年 12 月 17 日付で公表いたしました「特別調査委員会からの調査報告書の受領等に関するお知らせ」に記載のとおり、当社のマンション事業部が値引き販売を隠蔽し、売上高の過大計上を行っていたことが判明したことを受け、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置し、その事実関係の詳細及び発生原因を究明すべく調査をすすめてまいりました。同日、特別調査委員会から調査結果を記載した「調査報告書」を受領し、その後特別調査委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を検討してまいりました。

本日開催の取締役会において、再発防止策と関係者の処分を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主様をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めまして、深くお詫び申し上げます。今後は、再発防止策を徹底し、当社役職者が一丸となり信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策

(1) マンション事業部における内部統制システムの再構築

- ① 不動産売買契約を、他の事業部と同様に基幹システムで管理し、基幹システムへの登録（契約締結）をもって受注実績を計上するというルールを徹底させるとともに、その内容について毎月業務システム部が確認することといたします
- ② マンション事業部が管理する銀行口座を廃止し、売上代金の回収については他の事業部と同様に本社経理部が管理する集中口座に移管し、支払についても同様に本社経理部が行うことといたします
- ③ 一定金額以上の原価支出についても、他の事業部と同様に相互監視体制による牽制強化を図ってまいります
- ④ 印章管理については、マンション事業部に限らず押印権限者を総務部長から管理統轄本部長に変更し、稟議内容の確認も含めた厳格な管理を行ってまいります

(2) 内部監査室の機能改善

- ① 監査人員を増員し、内部監査機能の強化を図ってまいります
- ② 監査対象（領域）や手法を見直し、特に入出金処理や会計処理に関する監査を強化いたします
- ③ 外部講習会への参加等により、監査スキルの向上を図ってまいります
- ④ 監査役会との情報交換を密にし、監査結果の有効なフィードバックを図ってまいります

(3) コンプライアンス意識の醸成

- ① コンプライアンス教育の内容について、外部の専門家も交えて見直しを行い、実効性の高いものいたします
- ② 勉強会の頻度についても隔月から、毎月を増加させることといたします
- ③ 加えて取締役に対する勉強会についても、外部講師を招く等して実施いたします
- ④ 勉強会の効果測定として、毎年意識調査等を実施し、次年度のコンプライアンス計画に反映させることといたします

(4) 現場と経営陣とのコミュニケーションの充実

- ① 提案制度を改善し、実効性の高いものいたします
- ② 内部通報制度について、通報窓口を社外（顧問弁護士等）に一本化いたします

(5) 企業風土の改善

- ① 現場の意見を吸い上げ、風通しを良くすることにより、社員が自律して自ら考える組織へと段階的に移行を図ってまいります

2. 関係者の処分について

本事案の当事者である、元執行役員不動産統轄本部長兼マンション事業部長兼賃貸・投資事業部長につきましては、懲戒解雇処分といたしました。また、本事案に関する経営責任を明確にするため、管理監督責任を負う当社常勤取締役につきましては、次のとおり月額報酬を減額することといたしました。なお、常勤監査役から監査役報酬の自主返上の申し入れがありましたので、併せてお知らせいたします。

(1) 役員報酬等減額の内容

代表取締役社長	35%・3ヶ月
専務取締役住宅統轄本部長	30%・3ヶ月
常務取締役管理統轄本部長	30%・3ヶ月

(2) 監査役報酬の自主返上の内容

常勤監査役	30%・3ヶ月
-------	---------

また、本事案に関係した当社従業員につきましては、当社就業規則に則り、厳正に処分いたします。

以上